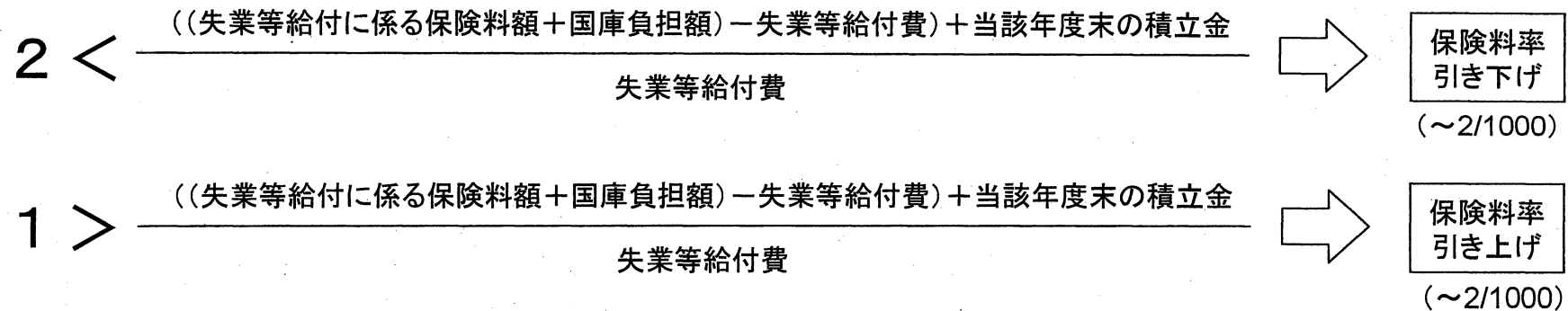


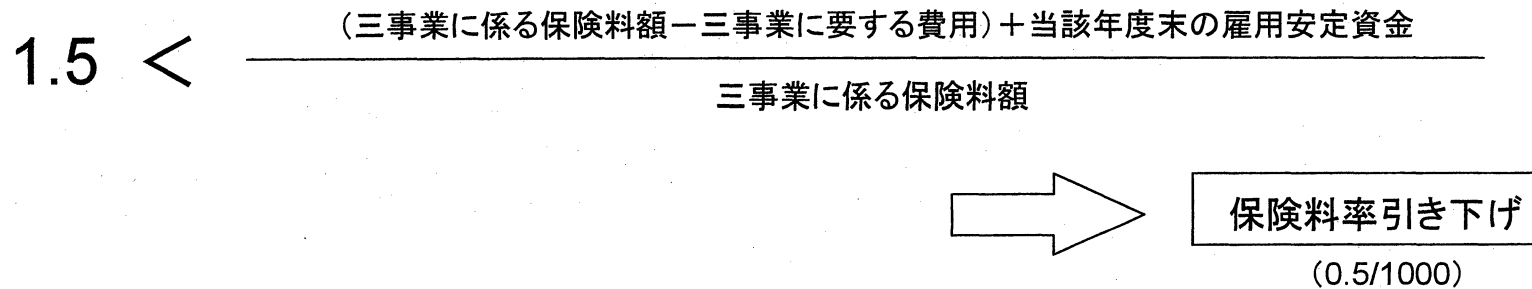
雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第7項)

失業等給付に係る弾力条項



雇用保険三事業に係る弾力条項



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (予 算)	18年度 (予 算)
収 入	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	27,743	28,756
うち 保 険 料 収 入	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,326	24,531
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	4,253	3,939
支 出	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	24,392	22,947
(うち 失業等給付費)	(25,762)	(26,550)	(25,138)	(26,007)	(25,292)	(19,618)	(14,672)	(21,782)	(20,459)
うち 求職者給付費	22,739	23,257	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	15,918	14,695
差 引 剩 余	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	3,351	5,809
積 立 金 残 高	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	19,377	25,186

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(17' 1,350億円、18'1,240億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

諸外国における雇用(失業)保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について

	日本		イギリス		ドイツ		フランス	
	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担
雇用(失業)保険	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約5.1億ポンド	0 (0%)	約270億ユーロ	約30億ユーロ (11%)	約167億ユーロ	0 (0%)
失業扶助	-	-	約17.8億ポンド	約17.8億ポンド (100%)	約148億ユーロ	約148億ユーロ (100%)	約24億ユーロ	約24億ユーロ (100%)
合 計	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約22.9億ポンド (約4786億円)	約17.6億ポンド (78%) (約3678億円)	約418億ユーロ (約6兆610億円)	約178億ユーロ (43%) (約2兆5810億円)	約191億ユーロ (約2兆7695億円)	約24億ユーロ (13%) (約3480億円)

※1 日本は2003年度決算、イギリス及びドイツは2002年度決算、フランスは2001年度決算の数値。

※2 イギリスについては、日本における医療保険、年金、雇用保険等を一体的に提供する保険制度であるが、国庫負担については、制度全体の予定経費の17%を超えない範囲で行うことができるとされている。

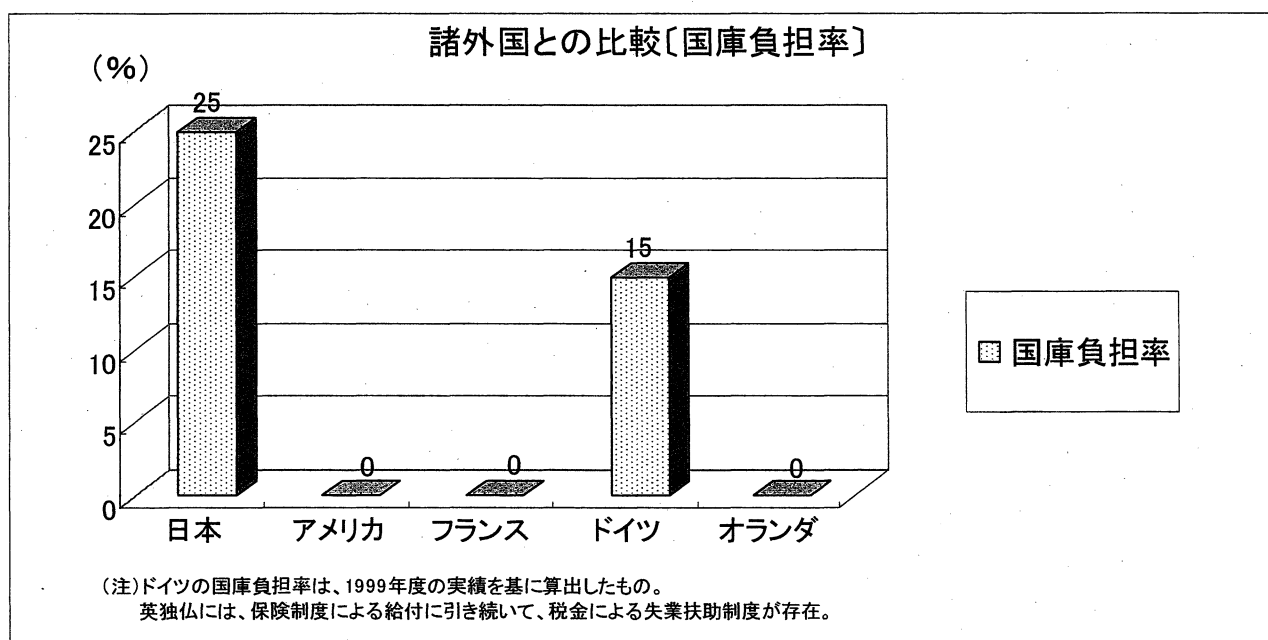
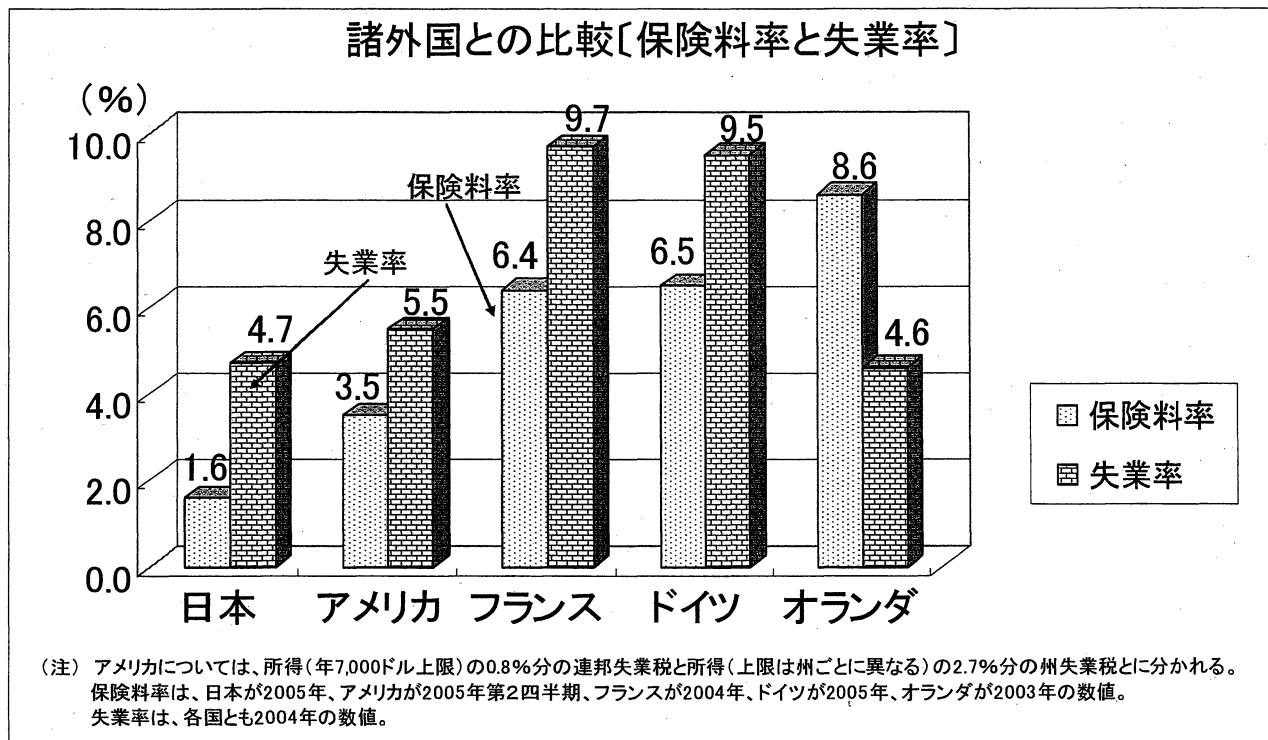
※3 ドイツについては、失業給付その他雇用促進施策に約565億ユーロ支出され、約56億ユーロが国庫負担で補填されたところである。このため、565億ユーロのうち失業給付が占める割合により、国庫負担による補填額を按分。

※4 アメリカについては、事業主都合による離職に対してのみ失業保険給付の対象としており、連邦及び州政府の失業税(事業主のみ負担)を財源としている(例外二州)。

※5 オーストラリアについては、全額国庫負担による失業扶助制度があるが、失業保険制度は存在しない。

※6 1ポンド≒209円、1ユーロ≒145円(2006年4月18日現在)

保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較



諸外国の失業保険制度（未定稿）

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担
			受給要件	給付内容		
				給付水準	給付期間	
フランス	全国労使 間協約	○60歳未満の全雇用者 ○公務員、建設・港湾労働者、家事労働者、季節労働者等は適用除外	〔雇用復帰支援手当〕 ○離職前22カ月のうち被保険者期間が6カ月以上あること ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○正当な理由がない自己都合退職の場合は、4カ月間の給付制限	○離職前賃金が ・ 969.60ユーロ未満：離職前賃金の75% ・ 969.60ユーロ以上1,061.88ユーロ未満：日額24.24ユーロ ・ 1,061.88ユーロ以上1,754.12ユーロ未満：離職前賃金の40.4%＋日額9.94ユーロ ・ 1,754.12ユーロ以上9,728ユーロ未満：離職前賃金の57.4% ※1,061.88ユーロの場合社会保険料を負担。 1,754.12ユーロ以上の場合、加えて税負担。	○就労期間が離職前22か月中6か月：7か月 ○就労期間が離職前24か月中14か月：23か月 ○就労期間が離職前36か月中27か月 ・ 50歳以上：36か月 ・ 57歳以上で過去25年間労働：42か月	○労使の保険料 (労) 賃金総額(上限月額9,904ユーロ)の24/1000 (使) 賃金総額(同上) 40/1000
	1ユーロ ≒143円 (2006.4.5)					

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担
			受給要件	給付内容		
				給付水準	給付期間	
ドイツ	社会法典第3編	○労働時間が週15時間以上であって65歳未満である全雇用者 ○公務員、職業軍人、昼間学生は適用除外	〔失業保険〕 ○離職前3年間に被保険者期間が12ヶ月以上あること ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○自己都合退職、重責解雇による場合又は正当な理由がなく職業紹介、職業訓練を拒否した場合、原則12週間の給付制限 ○65歳未満であること	〔失業保険〕 ○法定控除後の離職前賃金の60%（扶養する子供がいる場合は、67%） ※ 非課税	〔失業保険〕 ○被保険者期間12月：6か月 ○被保険者期間16月：8か月 ○被保険者期間20月：10か月 ○被保険者期間24月：12か月 ○被保険者期間30月（55歳以上）：15か月 ○被保険者期間36月（55歳以上）：18か月	〔失業保険〕 ○労使の保険料及び国庫負担（労）賃金総額（上限年額54,000ユーロ）の32.5/1000 （使）賃金総額（同上）の32.5/1000 （国）不足必要額 （※ 56億ユーロ(2002年度)）
	1ユーロ≒143円(2006.4.5)					

1ユーロ
≒143円
(2006.4.
5)